

10カ月  
**熊本地震**

# 一部損壊 14万棟 実態調査し、国として支援を

## 日本共産党 田村貴昭衆院議員が要求



日本共産党の田村貴昭衆院議員は2月23日の予算委員会会で、熊本地震被災者支援について質問。一部損壊世帯（14万棟）の実態を示して支援の拡充を求めるとともに、被災者への生活必需品の支給で、熊本市への申請分のうち3割が未発注であることなどを明らかにして改善を求めました。質問の要旨を紹介します。

### 一部損壊に支援なし。生活再建に希望が持てる支援を（田村議員） 状況を把握し、被災者支援対象の拡大は慎重に検討（防災担当大臣）

田村議員は、熊本県内の住家被害は全壊、半壊、一部損壊合わせて18万3522棟あり、そのうち77%の14万2163棟が、被災者生活再建支援制度の適用されない一部損壊となっていることを指摘。

●田村議員 一部損壊が多いのが熊本地震の特徴。10カ月たってもブルーシートさえかえられない状況を認識しているか。

○松本大臣 独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等があり、地方自治体によ



被災者から話を聞く田村衆院議員と松岡勝衆院比例予定候補（左側）=2月3日、熊本市

ては、独自の支援措置が実施されている。

●田村議員 つまり、借金しか制度がない。一部損壊といっても、屋根だけではない。床もお風呂場も壁も、直すところはたくさんある。お金のない方は本当に途方に暮れている。なぜ、国は支援をしないのか。

○松本大臣 被災者生活再建支援金の支援対象の拡大は、東日本大震災を初め過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランスなどを勘案して、慎重に検討すべき。

●田村議員 程度の小さいところから、半壊と変わらないところまでいろいろあるが、14万棟と、絶対数が物すごく多い。ここに政治が心を砕かずして復興はあり得ない。

田村議員は、一部損壊は支援制度がないため、半壊や全壊と



### 夏基準で生活必需品支給 半年たっても届かず。直ちに改善を（田村議員） できることは全てやる姿勢で対応する（防災担当大臣）

被災者への生活必需品の支給は、災害救助法に基づき、半壊以上の被害を受けた世帯に寝具や下着などを支給する制度。熊本市の生活必需品の申請件数は、2月15日現在で1万2567件、1月だけでも1315件に上っています。田村議員は、この生活必需品が夏基準の支給になっていることを指摘し、改善を求めました。

●田村議員 熊本地震は4月に発災したので、夏基準の支給となっている。真冬なのに夏基準で、その単価。寝具に毛布が含まれていない。実態に合った支給に直ちに改善すべきだ。

田村議員は、申請のうち未発注が3割、未配送が4割に上っていることを明らかにし、「熊本市は現在、昨年8〜9月申請分を発注しているという耳を疑う事態だ」「基準単価が低いから商品を受注できる業者は限りがある、ここに根本問題がある」と指摘。

○松本純防災担当大臣 一般基準で対応できない場合、特別基準の設定が可能。協議を受けた際には、状況をしっかりと確認し、適切に対応してまいりたい。

【生活必需品の単価】1人世帯の場合は、国の基準では、全壊で、夏は1万8300円、冬は3万2000円。半壊は、夏は6000円、冬は9700円。熊本市はほぼ国の基準どおりの対応となっています。

質問動画は  
コチラ⇒